

令和4年8月29日

近隣地域薬剤師会会長 様

一般社団法人藤枝薬剤師会
副会長 松永敏広

患者入院時の病院への情報提供に係る『薬局間連携』ご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度、藤枝薬剤師会では『令和4年度地域連携薬局推進のための医療機関と薬局の連携モデル事業』における、藤枝平成記念病院との入退院時の連携事業を9月1日より開始することとなります。本連携事業における取組の一つとして実施いたします、患者入院時の病院への情報提供に係る『薬局間連携』につきましては、地域だけにとどまらず広域での薬局間の連携強化を目的とし、本連携システムをご認識いただき全ての薬局にご理解・ご協力いただくことが求められていると考えており、貴会会員薬局にも本連携に関してご協力のほど周知いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員薬局に下記「薬局間における情報提供依頼書」及び「薬局間における情報提供書」（別添）の運用説明についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添の依頼書及び提供書は、どの医療機関に入院する際にも共通して利用するものであることを申し添えます。

記

「薬局間における情報提供依頼書」「薬局間における情報提供書」の運用について

【目的】

地域における円滑な薬局間連携を推進・強化することを目的とする。

患者が入院する際に、薬局から入院前の患者情報について入院医療機関に情報提供、また患者が退院時に、医療機関から、退院時薬剤情報提供を行うことで、入院前から入院時、退院後まで、患者に切れ目のない安全かつ安心した医療を提供することが求められる。この流れの中で、複数の薬局を利用している患者について、患者が利用する複数の薬局の連携により正確かつ有益な情報を医療機関に提供することが重要である。

【連携方法】

患者から入院のお知らせを頂いた薬局（基幹薬局）が、その患者が利用する他の薬局に「薬局間における情報提供依頼書」及び「薬局間における情報提供書」をFAX等で送付。依頼を受けた薬局は、「薬局間における情報提供書」に必要事項を記載の上、基幹薬局にFAX等で返信する。また、基幹薬局は本連携に関わる薬局に対し退院時の情報について共有をする。

【期間】

本事業は9月1日から11月30日までとなるが、地域における薬局間連携として各薬局が継続的に取り組む必要があるため、事業終了後も継続して利用するものとする。

